

オーテピアにおける点字図書館・公共図書館の連携について

伊藤 嘉高 （オーテピア高知声と点字の図書館）

※ポスター発表及び配布資料については、個人の見解であり、所属を代表するものではありません。

【はじめに】

図書館利用に障害のある人々へのサービス（障害者サービス*1）として、録音図書*2等のバリアフリー図書や機器の配置や、利用者が希望する図書等をボランティアが読み上げる対面音訳（対面朗読）があるが、多くの公共図書館では十分な障害者サービスを提供できているとは言いがたい現状にあり、全国的にかなり差がある*3。

点字図書館という立場から、公共図書館等との連携について紹介したい。

*1 ハンディキャップサービス、ハートフルサービス、ユニバーサルサービス、読書支援サービス、利用支援サービス、バリアフリーサービスという名称もある。本館では、バリアフリーサービスという名称を使用している。

*2 録音図書について（日本点字図書館のサイト）

<https://www.nittento.or.jp/about/scene/recording.html>

活字の図書を耳で聴いて読書できるように朗読し、その音声を収録したもので、カセットテープとCD図書がある。CD図書は原則としてデイジー図書と呼ばれる視覚障害者向けデジタル録音図書となっている。デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information Systemの略で、視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格。

*3 日本図書館協会障害者サービス委員会「図書館利用に障害のある人々へのサービス（障害者サービス）基準 公共図書館編β版（試案）」

http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/dokubari_kijun_beta.html



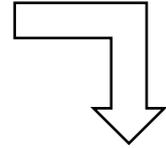
【障害者サービスを考える前に】

※図書館における「障害者サービス」とは、

「広義には図書館の利用に障害のある人、図書館未設置地域の住民、病人・高齢者、日本語に不慣れな外国人、矯正施設の収容者などへの図書館サービス」であり、「狭義には視聴覚障害者、肢体障害者、精神的・知的障害者、発達障害者、学習障害者等を対象とする資料・情報提供サービス。対面朗読、点字・録音図書、大活字本の作成と提供、施設のバリアフリー化、電磁誘導装置の導入、資料の郵送・宅配サービスなど」である。（今まど子・小山健司編著『図書館情報学基礎資料 第4版』、樹村房、2022年、107頁。）

→図書館用語としてはその通りであるが、一般の利用者にとって、狭義かつ視覚障害者対象のサービスというイメージが持たれていないだろうか？

- ・サービスをめぐる誤解
- ・視覚障害者は、点字が読める。
- ・聴覚障害者は、手話ができる。目が見えるから読書に困らない。
- ・障害者サービス＝障害者手帳取得（所持）者が対象
- ・障害者からの依頼・要望がない＝ニーズがない。



- ・視覚障害者すべてが点字を使用するわけではない。ロービジョン（弱視）で一部視力を有する人、中途失明等で点字を読めない人もいる。パソコン等で、音声やテキストデータを読み上げて情報を得る人もいる。
- ・聴覚障害者すべてが手話を使用するわけではない。筆談や要約筆記等を用いる人もいる。
- ・発達障害や知的障害、精神障害によって、読書が困難な人もいる。
- ・上記の障害があっても、必ずしも障害者手帳等を取得しているわけではない。
- ・**高齢や病気等で活字をそのままの大きさでは読むことが難しい人もいる。**
- ・依頼、要望をする以前に、様々な形式の障害者向け資料（バリアフリー図書）や郵送等のサービスがあることを知らない人もいる。
- ・「障害者サービス」という言葉に違和感を持つ人もいる（高齢者等 自分は「障害者」ではないという意識）。

- ・活字による読書が困難かどうかの判断基準

「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」で示されている。

<https://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/865/Default.aspx>

各図書館の判断に任されているが、上記ガイドラインが参考になる。

★障害者手帳の有無は関係なく、活字等の資料をそのままの形では読めない人であれば利用できる。



主な関係法令

障害者の権利に関する条約、障害者差別解消法、読書バリアフリー法、著作権法

→これらの法律を生かした、障害者サービスに関する施策の推進が求められる。

（野口武悟・植村八潮編著『改訂 図書館のアクセシビリティ』、樹村房、2021 年）

点字図書館とは？

身体障害者福祉法第 34 条に基づく視聴覚障害者情報提供施設の一つ。

視覚だけでなく、発達、肢体不自由等の障害により、書籍を視覚（目からの情報）で認識・理解することが困難な人が利用対象である。点字図書よりも録音図書（デージー図書）の利用が多い。**図書館法に基づく図書館ではない**（専門図書館でもない）。

→狭義の「障害者サービス」の対象者が利用対象であるが…。

→バリアフリー資料の製作、貸出を行うなど、「図書館」的な機能があり、司書を配置している施設もある。

- ・「点字図書館」＝点字図書、視覚障害者のみのサービスだというイメージ
→現在でも利用対象を視覚障害者に限定している点字図書館もある。
資料を無料もしくは割引を用いて郵送できる方でないとな財政的な面で運営が難しい、人間的に視覚障害者対応で手一杯であるといった理由が考えられる。
- ・「点字図書館」の資料は、一般の方（読書が困難でない方）が利用できない
(著作権法による制限がある) ため、館内や出前等で「体験」してもらえない。
→逆に言えば、障害者手帳がなくても、通常の活字による読書に困難を感じている人は利用可能。

⇒公共図書館等でも、様々な取り組みがなされているが、点字図書館との連携は？

- 高知 下記、オーテピアにおける連携 参照
- 鳥取 関係者協議会の設置や、フォーラムの開催
(松尾佳美「鳥取県立図書館における読書バリアフリー推進に関する取組について」『公立図書館における読書バリアフリーに関する報告書 2022年度(令和4年度)』全国公共図書館協議会、2023年)
- 福岡 バリアフリー図書体験会の開催
(野口武悟「バリアフリー資料や機器を手にとりやすく」『LISN』196号、2023年)

⇒読書に限らず、健康・医療情報を、公共図書館等との連携で提供できるのでは？

- 参考：三輪真木子、八巻知香子、田村俊作、野口武悟「視覚がい者の健康医療情報ニーズの特性と提供の際の課題」(『現代の図書館』vol.58 no.1、2020年) など
- デジタル資料は視覚障害者等にとっても有用だが、ナビゲーションアプリの操作に課題がある(操作説明をする晴眼者自体も覚えるのが難しい)という指摘。
(山重壮一「オーテピア高知図書館におけるデジタル化の取り組み」『現代の図書館』vol.60 No.4、2022年)

【オーテピアにおける連携】

高知県高知市にある図書館等複合施設オーテピアでは、公共図書館の高知図書館(高知県立図書館・高知市民図書館本館)と点字図書館である高知声と点字の図書館とが、所蔵資料による役割分担をして、連携してサービスを実施。



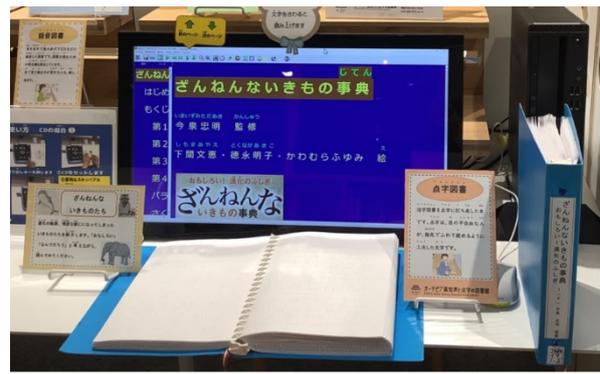
《役割分担》

所蔵する図書によるため、資料の重複が少ない→より多くの資料を提供できる。

声と点字の図書館	高知図書館
著作権法により利用者が限定される バリアフリー図書(点字図書・録音図書・マルチメディアデージー図書等)に関連するサービス	著作権法により利用者が限定されないバリアフリー図書(大活字本、LLブック、布の絵本等)に関連するサービス



録音図書再生機（プレクストーク、エンヴォイコネクト）
マルチメディアデイジー図書再生機（iPad）



『ざんねんないきもの事典』のバリアフリー図書
点字図書、録音図書、マルチメディアデイジー図書

《連携事例》

- ・ 視覚障害者等サービス利用登録（両館共通様式で情報共有）
→ サービス対象は、様々な理由で読書が困難な人。高知図書館で通常の貸出資料も借りられる（貸出期間が2週間から30日になる）。
- ・ 対面音訳サービス（両館共同で実施）
→ 高知図書館の所蔵資料を対面音訳で使用できる。
- ・ 福祉施設への貸出（高知図書館の本＋点字図書館の読書支援機器）
- ・ 両館でのバリアフリー図書・機器の展示
→ オーテピアの利用者に、存在を知ってもらえる。
- ・ 出前図書館、出前講座等の広報・PR活動（両館共同で実施）
▲ 課題にもつながるが、両館共同のものは少ない。点字図書館の資料は、読書困難者でないと利用できないため、高知図書館のアウトリーチに対応できないケースがある。
- ・ 人事交流（高知市 図書館・科学館課→声と点字の図書館）
- ・ 職員の研修や消防・避難訓練（オーテピアとして併設のみらい科学館も含め実施）
- ・ グループウェアによる情報共有、意見交換、調整
- ・ 寄贈を受けた読書支援機器と両館で所蔵するバリアフリー資料等をセットにした、「さくらバリアフリー文庫」の貸出
- ・ 電子雑誌閲覧アプリ「Kono Libraries」を共同で提供（令和4年度～）
- ・ 小学校等の図書館見学时に、声と点字の図書館も説明を実施
→ 引率教諭に、マルチメディアデイジー図書の紹介資料を配付。児童・生徒に点字の学習資料を配付

オーテピアでの連携事例については、

坂本康久「オーテピア高知声と点字の図書館の紹介」『第105回全国図書館大会三重大会大会記録』（第105回全国図書館大会三重大会大会実行委員会、2020年）

戸蒔綾子「オーテピア高知図書館におけるバリアフリーサービスについて」『公立図書館における読書バリアフリーに関する報告書 2022年度（令和4年度）』（全国公共図書館協議会、2023年）を参照。

また、Youtube の公式チャンネル（オーテピア高知図書館）では、バリアフリーサービス、読書バリアフリー法について動画を公開。

https://www.youtube.com/@otepia_lib



《課題》

- ・オーテピア開館時に、準備段階から両館で協議を重ねた取り決めがあるが、5年が経過し、業務の繁忙や職員の交代等もあり、当初の理念が十分に共有されていない。
- ・それぞれの館が実施しているサービス内容を職員が十分に把握できていない。
（担当の業務だけで手一杯）
- ・視覚障害者への対応＝「点字図書館」という意識になりやすい。
- ・**高知図書館の障害者サービス担当以外との連携・協力関係が不十分**
- ・図書や雑誌といった読書環境だけでなく、情報保障への対応
→デジタル機器の操作支援等
- ・新規利用者の拡大

【点字図書館との連携について】**図書館サービスを充実させる一つの手段**

高知と同じようなサービス実施は、個人情報取り扱いや施設の立地状況から難しいのでは？ →共同サービスは難しいが、他のことは参考になるはず。

前提：できることから始める。

①まずは、点字図書館に行ってみる。

百聞は一見に如かず。どんな施設か、資料があるのかを実際に確かめる。

→自館とどのような連携が可能か考える材料に。



②障害者サービスの研修

- ・国立国会図書館、日本図書館協会がオンラインで実施。過去の資料も入手可能。
- ・点字図書館に講師を依頼し、研修を行う。

③国立国会図書館の「視覚障害者等用データ送信サービス」の活用

https://www.ndl.go.jp/jp/library/supportvisual/supportvisual-10_02.html

サービスは無料。データ送信承認館となることで、

登録されているコンテンツを利用できる。

→テキストデータが豊富、点字図書館の登録館は少ない。



国立国会図書館障害者用資料検索（みなサーチ β版）

<https://mina.ndl.go.jp/>

外部機関とも連携し、全国にあるアクセシブルな書籍（バリアフリー図書等を一元的に検索可能



④「サピエ図書館」の活用 <https://www.sapie.or.jp/sapie.shtml>

サピエ登録館となる（使用料 年4万円）。

→登録されている点訳・音訳データを自館でダウンロード等が可能。

近隣のサピエ図書館登録館から、相互貸借を申し込む。

→点字・録音図書の借受け、複製、貸出が可能



※自館で資料を一から製作しなくても、複製が可能で、自館に資料の提供（貸出）が可能！

→録音図書の場合、インターネット端末（パソコン）1台、

USBやCD、郵送袋があれば、資料として整備ができる。

※「特定録音物郵便物を発受できる施設」の指定を郵便局から受けると、無料で、視覚障害者・図書館・点字図書館に第四種郵便として発受可能。

→視覚障害者「等」ではない、学校図書館は含まれないことに注意。

※録音図書などは、高齢者へのサービスにも活用可能（活字による読書困難が前提）

⑤情報提供

点字図書館の広報誌に、自館のサービス紹介記事を掲載依頼する。

自館のサービスを、当事者や関係団体にPRする。

バリアフリー図書・機器の展示・体験会（自館だけでなく点字図書館と合同で実施）

⑥補助金

公立図書館の場合 国の読書バリアフリー体制強化事業費補助金（対象経費の1/2補助）を活用できる。

【まとめ】

「障害者サービス」と限定せず、自館の図書館サービス向上のために、点字図書館を活用できないか、考えてみましょう。そのためには、点字図書館に足を運んでみましょう。すぐに「連携」には結びつかないかもしれませんが、何かヒントになるものがあるかもしれません。

なお、大学図書館との連携については、バリアフリー機器・図書の展示、広報依頼等で、大学生に、点字図書館の存在を知ってもらう取組から始めることで、情報を相互に提供できるようになるのではないだろうか。その大学に、視覚障害や読字障害等で、読書に必要な学生がいたら、点字図書館として協力できる場合があるのではないだろうか。

《補足》オーテピア高知声と点字の図書館と市町村図書館との連携

以下は、声と点字の図書館と連携して、バリアフリーサービスを進めている事例の紹介であり、独自に進めている市町村図書館もある。

「～すべての人を『本』の世界へ～」という運営方針のもと、関係機関及び県内市町村図書館と連携、協力し、県下全域の読書困難者への読書支援を推進している。読書が困難な人が多く利用する施設等（福祉，教育，医療機関など）との連携・協力とあわせて、サピエ図書館の導入などバリアフリーサービス実施を予定している市町村図書館と連携・協力して地域の読書困難者へサービスを提供する取組を進めている。

サピエ図書館の導入

令和4年度 香南市野市図書館、香美市立図書館「かみーる」

令和5年度 安芸市立図書館 他に2町で導入予定

バリアフリーサービスについての出前研修（令和4年度）

2件 図書館職員だけでなく、福祉関係職員等も参加

バリアフリーサービス開始にあたり、市町村図書館に対し、予算資料等作成支援、サピエ図書館加入，サービス要綱等の作成，録音図書再生機，タブレット貸出，PR用パンフレット制作，図書貸出業務等のサポートを実施。

参考：『令和5年度オーテピア高知声と点字の図書館要覧』

<https://otepia.kochi.jp/braille/handbook.html>



対面音訳室を設置している市町村図書館もあるが、うまく活用できていない館もある。

☆点字図書館やバリアフリー図書について、ご不明な点がございましたら、お気軽に、高知声と点字の図書館までお問い合わせください。

オーテピア高知声と点字の図書館

〒780-0402 高知県高知市追手筋2-1-1 オーテピア1階

電話：088-823-9488

FAX：088-820-3218

E-Mail：kc-120200@city.kochi.lg.jp